

特記仕様書

業務名：大沢地区山溪間工測量・設計業務（R7 補正）

業務場所：静岡県富士宮市粟倉 富士山国有林 68 ち 1 林小班外

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務の設計にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき木材の特質や環境への配慮を踏まえ、構造物の設計については下記に示すとおりとする。

①木材の利用を原則とする

・柵工、筋工、防風工、静砂垣工、落石防止緩衝工

②現地条件等から木材利用が適していると判断される場合に木材を利用する

・治山ダム工、土留工、護岸工、流路工、水路工、法面保護工等

※なお、仮設工においても積極的に木材を採用すること。木材利用の適否理由等について、工種毎に整理すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、電子納品ガイドラインに基づき作成し、電子成果品を履行期間内に提出すること。

なお、事前協議により紙で成果品を提出することとした場合について、監督職員の指示により提出部数を決定することとし、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

（三者会議の開催）

第6条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、本業務の受注者（以下「設計者」という。）及び当該設計に基づく工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 設計者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

- 3 三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領 (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>) によるものとする。

(治山ダム上流側の堆砂について)

第7条 治山ダム完成時の上流側の堆砂について、間詰図に上流側堆砂線、縦断図及び構造図に治山ダム分類を明記するとともに、数量計算書において上流側堆砂量（跳ね上げ土砂量）（※）を算出すること。上流側堆砂量（跳ね上げ土砂量）の算出方法は以下のとおりであり、床堀に対する埋戻し数量はこの堆砂量と2重計上とならないように算出する。

上流側堆砂量（跳ね上げ土砂量）

= 1 / 3 × 治山ダム設置位置での断面積

× 延長（ダム設置位置から堆砂高と現溪床の交点まで）

（※）「上流側堆砂量（跳ね上げ土砂量）」とは、ダムの安定計算上想定した土圧に対応するものであり、例えば4型で設計された治山ダムであれば、堤高の1 / 2まで堆砂に必要な土砂量である。

(情報共有システムについて)

第8条 本業務における「情報共有システム」の実施にあたっては次によるものとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- (2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

(公共測量の取扱い)

第9条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）第2編測量業務等標準仕

様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第 2123 条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第 2124 条の規定により、契約変更を行うものとする。

（航空レーザ測量データの活用について）

第 10 条 発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。保有する資料の一例は次のとおり

- （1）関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ
- （2）国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ

（地盤情報の取扱いについて）

第 11 条

（1）地質ボーリング成果

地質ボーリング成果は、地質調査業務標準仕様書第 1118 条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

なお、検定の申し込みに当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者の指示を受けることとする。

（2）地盤情報の検定済の確認

地盤情報の検定済の確認については、電子納品の確認に当たり、地盤情報センターが発行した検定証明書をもって発注者が行うこととする。

（旅費交通費等の扱い）

第 12 条 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式 1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式 2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（積算技術業務について）

第 13 条

- （1）本業務に係る対象工事については、溪間工を対象する。
- （2）積算システムへのデータ入力にあたっては、契約後、使用する積算システムを示すとともに、ライセンスを貸与する。

- (3) 積算システムにおける工事区分及び工種については、発注者より別途指示する。
- (4) 発注者が保有する資料等は、支障の無い範囲で貸与を行う。
- (5) 歩掛の調査を行うために、作業日報等の提出を求める場合がある。
- (6) 積算システムに登録の無い資材単価及び歩掛については、受注者において見積等を徴収し算出根拠を明らかにすること。

(打合せ)

第 14 条 業務の履行に当たって実施する打合せは、業務着手時、中間打合せ（3回）及び成果物納入時の計5回行うものとする。ただし、監督職員と協議の上、回数を変更できるものとする。また、中間打合せ（第1回）については、関東森林管理局治山課職員を含めて行うこととする。

宿泊実績報告書

業務名: _____

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備考
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
						朝食 回 夕食 回
計			0		0	

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者(再委託先を含む)であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

通勤実績報告書

業務名: _____

通勤による業務日	従事業務	備考

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。